

公表・閲覧用

令和5年度

土木関係設計単価

【令和6年3月1日改定】

山形県県土整備部

## 土木関係設計単価の公表について

- 1 この『土木関係設計単価』は、県土整備部発注工事に係わる積算業務の適正化及び効率化を図るために作成したものである。
- 2 本書に掲載する単価は、消費税抜きの単価として、使用頻度の高い資材の標準的な価格を収録したものである。
- 3 本書に掲載されていない資材などの使用を制限するものではない。
- 4 本書に品名や規格のみが記載されている資材単価等は、月刊建設物価及び月刊積算資料の刊行物及び電子版を根拠としており、山形県では著作権を有していないため、単価は公表しない。
- 5 『個別対応』と掲載する単価については、『土木関係設計単価』として決定していない単価である。
- 6 掲載する単価の決定方法については、別に公表する『山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領』に基づくものである。
- 7 本書の閲覧場所は、県土整備部建設企画課及び各総合支庁（地域振興局を含む）建設部建設総務課とする。
- 8 本書に記載されている内容を利用して、二次的著作物や無断で電子媒体等を作成することを禁じる。
- 9 本書に掲載する単価は、市場取引の実態を調査結果を反映したものであり、個々の見積りや取引価格を拘束するものではない。
- 10 本書の使用や使用不能の結果として、直接的若しくは間接的な損害や損失等が生じたとしても、県土整備部は一切の責任を負わない。
- 11 本書の内容に関する問い合わせには応じない。
- 12 施行期日 令和5年4月1日から施行

単価改定年月日	適用
令和5年 4月 1日	新年度制定（4/1～）
令和5年 5月10日	臨時改定（5/10～）※
令和5年 6月 1日	臨時改定（6/1～）※
令和5年 7月 7日	定期改定（7/7～）
令和5年 8月 1日	臨時改定（8/1～）※
令和5年 9月 1日	臨時改定（9/1～）※
令和5年 10月 1日	定期改定（10/1～）
令和5年 11月 1日	臨時改定（11/1～）※
令和5年 12月 1日	臨時改定（12/1～）※
令和6年 1月 1日	定期改定（1/1～）
令和6年 2月 1日	臨時改定（2/1～）※
令和6年 3月 1日	臨時改定（3/1～）※

※ 物価資料を根拠として設定している単価は公表ができないことから、土木関係設計単価に掲載していない。

## 2 一般労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	特殊作業員	4/1～	25,200	0.784	0.123	0.132	0.025	
		3/1～	26,000	0.783	0.122	0.132	0.024	
	普通作業員	4/1～	20,000	0.852	0.133	0.144	0.027	
		3/1～	21,000	0.847	0.132	0.143	0.026	
	軽作業員	4/1～	17,500	0.882	0.138	0.149	0.028	
		3/1～	18,800	0.885	0.138	0.149	0.028	
	造園工	4/1～	22,200	0.788	0.123	0.133	0.025	
		3/1～	23,900	0.771	0.120	0.130	0.024	
	法面工	4/1～	27,900	0.820	0.128	0.138	0.026	
		3/1～	30,100	0.830	0.130	0.140	0.026	
	とび工	4/1～	27,100	0.860	0.134	0.145	0.027	
		3/1～	28,800	0.854	0.133	0.144	0.027	
	石工	4/1～	27,400	0.861	0.135	0.145	0.027	
		3/1～	28,500	0.905	0.141	0.153	0.028	
	ブロック工	4/1～	27,300	0.795	0.124	0.134	0.025	
		3/1～	28,800	0.901	0.141	0.152	0.028	
	電工	4/1～	24,000	0.721	0.113	0.122	0.023	
		3/1～	25,000	0.724	0.113	0.122	0.023	
	鉄筋工	4/1～	29,700	0.877	0.137	0.148	0.027	
		3/1～	30,900	0.884	0.138	0.149	0.028	
	鉄骨工	4/1～	27,700	0.813	0.127	0.137	0.025	
		3/1～	28,700	0.815	0.127	0.138	0.025	
	塗装工	4/1～	28,800	0.829	0.130	0.140	0.026	
		3/1～	30,600	0.833	0.130	0.141	0.026	
	溶接工	4/1～	28,800	0.823	0.129	0.139	0.026	
		3/1～	30,300	0.827	0.129	0.140	0.026	
	運転手(特殊)	4/1～	27,100	0.796	0.124	0.134	0.025	
		3/1～	28,900	0.793	0.124	0.134	0.025	
	運転手(一般)	4/1～	23,800	0.821	0.128	0.139	0.026	
		3/1～	25,600	0.816	0.128	0.138	0.026	
	潜かん工	4/1～	36,900	0.926	0.145	0.156	0.029	
		3/1～	38,000	0.940	0.147	0.159	0.029	
	潜かん世話役	4/1～	45,900	0.776	0.121	0.131	0.024	
		3/1～	47,100	0.886	0.138	0.150	0.028	
	さく岩工	4/1～	32,000	0.760	0.119	0.128	0.024	
		3/1～	34,000	0.697	0.109	0.118	0.022	
	トンネル特殊工	4/1～	40,300	0.962	0.150	0.162	0.030	
		3/1～	43,300	0.961	0.150	0.162	0.030	
	トンネル作業員	4/1～	28,300	0.951	0.149	0.160	0.030	
		3/1～	30,500	0.941	0.147	0.159	0.029	
	トンネル世話役	4/1～	40,600	0.928	0.145	0.157	0.029	
		3/1～	43,800	0.948	0.148	0.160	0.030	
	橋りょう特殊工	4/1～	32,000	0.838	0.131	0.141	0.026	
		3/1～	32,900	0.854	0.133	0.144	0.027	

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	橋りょう塗装工	4/1～	36,300	0.864	0.135	0.146	0.027	
		3/1～	37,300	0.861	0.135	0.145	0.027	
	橋りょう世話役	4/1～	41,300	0.793	0.124	0.134	0.025	
		3/1～	42,800	0.791	0.124	0.133	0.025	
	土木一般世話役	4/1～	29,000	0.772	0.121	0.130	0.024	
		3/1～	31,000	0.771	0.120	0.130	0.024	
	高級船員	4/1～	30,400	0.744	0.116	0.126	0.023	
		3/1～	31,500	0.709	0.111	0.120	0.022	
	普通船員	4/1～	25,000	0.738	0.115	0.125	0.023	
		3/1～	26,800	0.718	0.112	0.121	0.022	
	潜水士	4/1～	52,900	0.810	0.127	0.137	0.025	
		3/1～	54,400	0.805	0.126	0.136	0.025	
	潜水連絡員	4/1～	34,500	0.873	0.136	0.147	0.027	
		3/1～	35,600	0.854	0.133	0.144	0.027	
	潜水送気員	4/1～	33,900	0.886	0.138	0.150	0.028	
		3/1～	35,400	0.864	0.135	0.146	0.027	
	山林砂防工	4/1～	30,100	0.727	0.114	0.123	0.023	
		3/1～	31,700	0.716	0.112	0.121	0.022	
	軌道工	4/1～	32,300	0.840	0.131	0.142	0.026	
		3/1～	34,100	0.821	0.128	0.139	0.026	
	型わく工	4/1～	29,500	0.901	0.141	0.152	0.028	
		3/1～	30,900	0.893	0.140	0.151	0.028	
	大工	4/1～	27,700	0.925	0.145	0.156	0.029	
		3/1～	28,500	0.886	0.138	0.150	0.028	
	左官	4/1～	28,300	0.871	0.136	0.147	0.027	
		3/1～	30,000	0.876	0.137	0.148	0.027	
	配管工	4/1～	24,400	0.746	0.117	0.126	0.023	
		3/1～	25,400	0.776	0.121	0.131	0.024	
	はつり工	4/1～	26,000	0.856	0.134	0.144	0.027	
		3/1～	27,500	0.825	0.129	0.139	0.026	
	防水工	4/1～	29,500	0.773	0.121	0.130	0.024	
		3/1～	30,900	0.785	0.123	0.132	0.025	
	板金工	4/1～	27,000	0.721	0.113	0.122	0.023	
		3/1～	29,000	0.790	0.123	0.133	0.025	
	タイル工	4/1～	22,000	0.861	0.135	0.145	0.027	
		3/1～	22,600	0.780	0.122	0.132	0.024	
	サッシ工	4/1～	27,900	0.769	0.120	0.130	0.024	
		3/1～	30,100	0.785	0.123	0.132	0.025	
	屋根ふき工	4/1～						未設定
		3/1～						
	内装工	4/1～	27,600	0.852	0.133	0.144	0.027	
		3/1～	28,400	0.831	0.130	0.140	0.026	
	ガラス工	4/1～	24,300	0.753	0.118	0.127	0.024	
		3/1～	25,600					

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	建具工	4/1～	23,400	0.839	0.131	0.142	0.026	
		3/1～	25,200	0.708	0.111	0.119	0.022	
	ダクト工	4/1～	22,300	0.739	0.115	0.125	0.023	
		3/1～	24,100	0.725	0.113	0.122	0.023	
	保温工	4/1～	24,400	0.735	0.115	0.124	0.023	
		3/1～	25,500	0.794	0.124	0.134	0.025	
	建築ブロック工	4/1～						未設定
		3/1～						
	設備機械工	4/1～	24,500	0.754	0.118	0.127	0.024	
		3/1～	26,300	0.815	0.127	0.138	0.025	
	交通誘導警備員A	4/1～	17,300	0.843	0.132	0.142	0.026	
		3/1～	17,900	0.851	0.133	0.144	0.027	
	交通誘導警備員B	4/1～	14,400	0.902	0.141	0.152	0.028	
		3/1～	15,100	0.904	0.141	0.153	0.028	

- 注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。
- 注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。
- 注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

### 3 土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）関係労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	機械工	4/1～	28,800	0.823	0.129	0.139	0.026	溶接工を適用
		3/1～	30,300	0.827	0.129	0.140	0.026	
	助手	4/1～	20,000	0.852	0.133	0.144	0.027	普通作業員を適用
		3/1～	21,000	0.847	0.132	0.143	0.026	
	機械世話役	4/1～	29,000	0.772	0.121	0.130	0.024	一般世話役を適用
		3/1～	31,000	0.771	0.120	0.130	0.024	
	製作工（橋梁）	4/1～	28,700					鋼橋製作工に適用 割増対象賃金比は未設定
		3/1～	29,500					

- 注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。
- 注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。
- 注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

4 機械設備積算基準に係る労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象賃金比 (A)	1 時間当たり割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	機械設備製作工	4/1～	28,300					割増対象賃金比は未設定
		3/1～	29,900					
	機械設備据付工	4/1～	26,800	0.657	0.103	0.111	0.021	
		3/1～	28,300	0.669	0.105	0.113	0.021	

職 種 名	職務の定義・作業内容		対象外		
機械設備製作工  ※留意事項 「機械設備製作工」については、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等からなる。 即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない。	機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、工場において機械設備の製作に従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者  a. 原寸図の作成 b. 原材料への野書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接 e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む） i. 電気部品の取付、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役		①管理職員及び臨時職員 ②事務、設計、調査等に従事する製作工以外の職員 ③老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者		
	直接労務費	間接製作費	設計技術費		
	機械設備製作工	(退職金等)	間接労務費 (製造設計)	工場管理費 (製造設計)	システム設計
機械設備据付工  ※注意事項 「機械設備据付工」は、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与等からなり、製作工とは異なり退職金等を含まない単価である。	機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者  a. 据付基準線の芯出し野書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 個々の機器等の接続及び各種調整 i. 機械設備における総合試運転調整 j. 各据付工程における段取り		①現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者 ②補助的作業及び配管配線等に従事する現地採用の労働者 ③塗装に従事する労働者 ④公共工事労働者調査対象の51職種に該当する労働者 ⑤アルバイト、見習い、補助作業員 ⑥会社の役員、事務局、給食担当者 ⑦老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者		

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

## 5 電気通信設備工事等の積算に係わる労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象賃金比	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	電気通信技術者	4/1～	34,500	0.67	0.105	0.113	0.021	
		3/1～	36,300	0.64	0.100	0.108	0.020	
	電気通信技術員	4/1～	23,200	0.67	0.105	0.113	0.021	
		3/1～	24,400	0.64	0.100	0.108	0.020	

### (1) 職務の定義

#### ① 電気通信技術者

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

#### ② 電気通信技術員

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

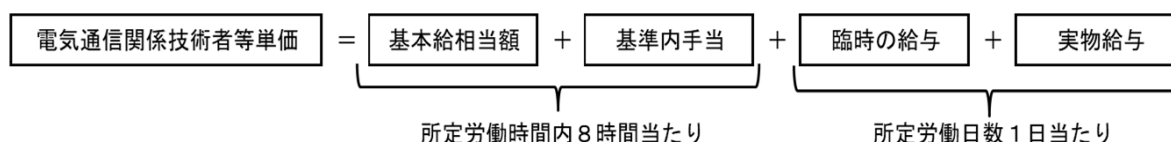
### (2) 労務単価の構成

#### ① 基本給相当額

#### ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）

#### ③ 臨時の給与（賞与等）

#### ④ 実物給与（食事の支給等）



### (3) 労務単価に含まれない賃金、手当、経費

#### ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

#### ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

#### ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

## 6 港湾請負工事積算基準関係単価

### (1) 労務単価

別途「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」に定める労務単価は、下表のとおりとする。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	船団長	4/1～	30,400	0.744	0.116	0.126	0.023	高級船員を準用
		3/1～	31,500	0.709	0.111	0.120	0.022	
	潜水世話役	4/1～	52,900	0.810	0.127	0.137	0.025	潜水土を準用
		3/1～	54,400	0.805	0.126	0.136	0.025	

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

### (2) 乗船手当

別途「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」に定める乗船手当は、下表のとおりとする。

単価コード	職 種 名	単 位	単 価			摘 要
			4/1～	3/1～		
	乗船手当（船団長）	人・日	2,854	2,854		
	乗船手当（高級船員）	人・日	2,854	2,854		
	乗船手当（普通船員）	人・日	2,336	2,336		

### (3) 日額旅費

単価コード	職 種 名	単 位	単 価			摘 要
			4/1～	3/1～		
	船団長旅費（片道・人当り）	人				
	高級船員旅費（片道・人当り）	人				
	普通船員旅費（片道・人当り）	人				



# 第IV編 計画調査用単価

## IV-1 設計業務委託等技術者単価

業務区分	費用区分	単価コード	職 種 名	世代	基準日額	割増対象賃金比	摘 要
測 量 業 務	直 接 人 件 費		測量主任技師	4/1～	51,000	0.60	
				3/1～	54,600	0.55	
			測量技師	4/1～	44,000	0.55	
				3/1～	47,100	0.55	
			測量技師補	4/1～	34,300	0.60	
				3/1～	36,900	0.55	
			測量助手	4/1～	32,200	0.55	
				3/1～	34,600	0.60	
			測量補助員	4/1～	27,000	0.60	
				3/1～	25,900	0.60	
航 空 ・ 船 舶 業 務	直 接 人 件 費		操縦士	4/1～	53,600	0.65	
				3/1～	56,300	0.65	
			整備士	4/1～	40,400	0.60	
				3/1～	43,200	0.60	
			撮影士	4/1～	41,600	0.60	
				3/1～	43,500	0.60	
			撮影助手	4/1～	33,800	0.60	
				3/1～	36,100	0.60	
			測量船操縦士	4/1～	33,500	0.55	
				3/1～	36,300	0.60	
地 質 業 務	直 接 人 件 費		地質調査技師	4/1～	53,800	0.55	
				3/1～	53,200	0.60	
			主任地質調査員	4/1～	39,100	0.55	
				3/1～	41,500	0.60	
			地質調査員	4/1～	29,100	0.55	
				3/1～	31,400	0.60	
設 計 業 務	直 接 人 件 費		主任技術者	4/1～	74,900	0.55	
				3/1～	80,200	0.55	
			理事・技師長	4/1～	70,900	0.55	
				3/1～	75,800	0.55	
			主任技師	4/1～	62,200	0.55	
				3/1～	64,800	0.55	
			技師（A）	4/1～	55,200	0.55	
				3/1～	57,000	0.55	
			技師（B）	4/1～	45,300	0.55	
				3/1～	47,200	0.55	
			技師（C）	4/1～	35,600	0.55	
				3/1～	38,400	0.55	
			技術員	4/1～	31,600	0.55	
				3/1～	33,600	0.55	

- 注1) 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

## 【参考資料】

### 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

#### (1) 測量技術者

##### 職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。  
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。  
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

#### (2) 地質調査技術者

##### 職種区分定義

- ① 地質調査技師：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
- ② 主任地質調査員：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

#### (3) 設計業務等技術者

##### 職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。  
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。  
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- |         |  |
|---------|--|
| 定 型 業 務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務</li> <li>・ 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務</li> <li>・ 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務</li> </ul>   |
| 非定型業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確認して対応することが求められる業務</li> <li>・ 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務</li> <li>・ 文化性、芸術性が特に重視される業務</li> <li>・ 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務</li> <li>・ 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務</li> <li>・ 計画から設計まで一貫した業務</li> </ul> |

#### IV-2 電気通信関係点検技術者等単価

業務区分	費用区分	単価コード	職種名	世代	基準日額	割増対象賃金比	摘要
電気通信施設運転監視点検業務	直接人件費		点検技術者（電気）	4/1～	34,800	0.68	
				3/1～	36,700	0.64	
			点検技術員（電気）	4/1～	26,800	0.68	
				3/1～	28,300	0.64	
			運転監視技術員	4/1～	26,800	0.68	
				3/1～	28,300	0.64	

注1) 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

#### 【参考資料】職務の定義

- ① 点検技術者（電気）  
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。
- ② 点検技術員（電気）  
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。
- ③ 運転監視技術員  
電気通信施設の運転監視業務に従事する管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。

#### IV-3 技術者等単価の構成

##### (1) 技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価と電気通信関係点検技術者単価は、下記にて構成される。

- ① 基本給相当額
- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

$$\begin{array}{c}
 \text{設計業務委託等技術者単価} = \underbrace{\text{① 基本給相当額} + \text{② 諸手当} + \text{③ 賞与相当額} + \text{④ 事業主負担額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{c}
 \text{電気通信関係点検技術者等単価} = \underbrace{\text{① 基本給相当額} + \text{② 諸手当} + \text{③ 賞与相当額} + \text{④ 事業主負担額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}}
 \end{array}$$

##### (2) 技術者単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当

##### (3) 留意事項

- ① 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。